

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条	結核指定医療機関の指定申請	指導予防課

結核指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の公費負担医療を担当する医療機関で、厚生労働大臣が定める基準に適合する病院として市が指定する。

- 1 審査基準については、次のとおりである。
結核医療を担当する上で適切であると認められるとき
- 2 標準処理期間 14日

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。